



# 令和5年度 活動内容について

2023年6月21日

農林水産知的財産保護コンソーシアム事務局  
株式会社マークアイ

**Mark-i**

1. GIとして登録又は申請公示中の名称等に関する商標の調査
  - ① 既に出願・登録・失効した商標の検出
  - ② 新規に公告された商標の検出
2. 海外ECサイトにおけるGIとして登録又は申請公示中の名称等の不正使用調査及び調査結果を踏まえた対応の実施
3. 農林水産物・食品等の模倣品・侵害品対策に関するコンサルティング(提案)の実施
4. 農林水産知的財産の保護や活用に向けた意識啓発の実施
5. コンソーシアムの運営（会員向け情報発信）

今年度の活動内容において前年度より変更となった点のうち、特に会員の皆様に関連する内容について、以下の通りである。

項目	変更点
コンサルティングの実施	今年度事業より新規追加となった。
海外現地市場調査	「令和4年度輸出環境整備緊急対策委託事業」にて実施することとなった。 本事業で発見されたものについては、会員へ連絡を行う予定である。
商標監視調査 (トライアルウォッチング及びスクリーニング)	実施しないこととなった。

# 1. GIとして登録又は申請公示中の名称等に関する商標の調査

## ■ 既に出願・登録・失効した商標の検出

- 農林水産物主要輸出先の20の国・地域\*を対象に、既に出願・登録・失効した商標も含めた状況把握のため、GI登録・公示名称に係る地名（漢字またはひらがな、ローマ字、ピンイン（漢字の中国語発音））を検索文字列としたスクリーニング調査を実施。

\*調査対象国・地域：韓国、台湾、中国、香港、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオス、アメリカ、カナダ、イギリス、EU、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド

## ■ 新規に公告された商標の検出

- 上記対象国・地域を含む190カ国・地域において、GI登録・公示名称に係る地名（ローマ字、ピンイン（漢字の中国語発音））が商標登録出願されていないかウォッチング（監視）調査を実施。

# 1. GIとして登録又は申請公示中の名称等に関する商標の調査

## ① 既に出願・登録・失効した商標の検出

### ■ 調査報告の内容

項目	GI名称
報告内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 発見商標</li><li>2. 発見商標の出願／登録番号及び出願人等その他の諸情報</li><li>3. 発見商標の指定区分</li><li>4. 発見商標のステータス</li><li>5. 監視対象名称と検出された商標とを外観、称呼、観念の3つの観点で分析したコメント、特記事項（国内出願人等）</li></ol>
報告時期	<b>2023年5月末（報告済）</b> ・関連するコンソーシアム会員（都道府県・各団体）へメールにて報告
報告形式	・メール ・添付ファイル 商標調査結果（Excel）

# 1. GIとして登録又は申請公示中の名称等に関する 商標の調査

## ② 新規に公告された商標の検出

GI産品に類似する商標をリスク判断が容易にできるランクを付けた形式で関連するコンソーシアム会員(都道府県・各団体)へメールにて報告する。

### ■ 調査対象名称・条件・方法

調査対象名称	調査条件	調査区分	調査数*	調査条件備考	調査例
地理的表示として <u>登録済</u> の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルファベット</li> <li>漢字</li> <li>漢字のピンイン</li> </ul>	対象とする国内G I産品の「農林水産物等の区分」を考慮し、農水産物、加工食品・飲料、飲食物の提供などの商品・サービス分類 <b>(第29類、30類、31類)</b>	50名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 昨年の結果を集計し、<b>総数の上位に挙がる名称</b>を継続する</li> <li>• 申請公示中の名称は重要度も含めて追加を検討する</li> <li>• 日本由来ではないと思われる商品に地名の使用が確認されたことを受け、<b>地名の監視</b>を強化すると同時に、検出数の最適化を考慮した監視文字列を設定する</li> </ul>	米沢牛 • YONEZAWA • 米沢 • mi ze (米沢のピンイン)
地理的表示として <u>申請公示中</u> の名称		個々の産品の区分、検出数の最適化を考慮し分類を追加又は削除し <b>計5区分程度</b>			+

\*漢字、ひらがな、カタカナはデータベース格納時にアルファベットに音訳されたものを、該当するアルファベットで検索する。

## 2. 海外ECサイトにおけるGIとして登録又は申請公示中の名称等の不正使用調査及び調査結果を踏まえた対応の実施

### ■ 不正使用調査

- 海外ECサイトにおいて、国内GI産品の名称又はその名称について不正使用の有無を確認する調査を実施する。

### ■ 調査対象名称・条件

調査対象名称	調査数	商品数	調査条件	調査例
GIとして登録又は申請公示中の名称等	25名称程度	農林水産物・食品等 <b>10~15商品程度</b>	<b>アルファベットと漢字</b> ※地理的表示に関する地名部分に商品名を組み合わせたキーワードで検索	<b>青森カシス</b> 検索ワード1（地名） ：AOMORI,青森  検索ワード2（商品名） ：cassis, fruits, confectionery等 加工品

### ■ 調査結果を踏まえた対応

- 調査結果のうち改善要請が必要なものについて、海外ECサイトへ出品ページの削除・改善の働きかけを実施する。

### 3. 農林水産物・食品等の模倣品・侵害品対策に関するコンサルティング（提案）の実施

事業内及び過去の模倣品調査の結果に基づき、農林水産物・食品等の模倣品・侵害品対策に関するコンサルティング（提案）を行う。

#### ■ 実施方法

- 過去の模倣品調査や現時点での情報に基づく対象を選定し、相談者の状況に合わせた知的財産権の確立、模倣品・侵害対策が実施できるよう、コンサルティングを実施する。
- 会員へのコンサルティングの紹介及び働きかけ、希望があればコンサルティングを実施する。

#### ■ 対象地域

- 韓国、台湾、中国、香港、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオス、アメリカ、カナダ、イギリス、EU、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを含む 20 以上の国・地域

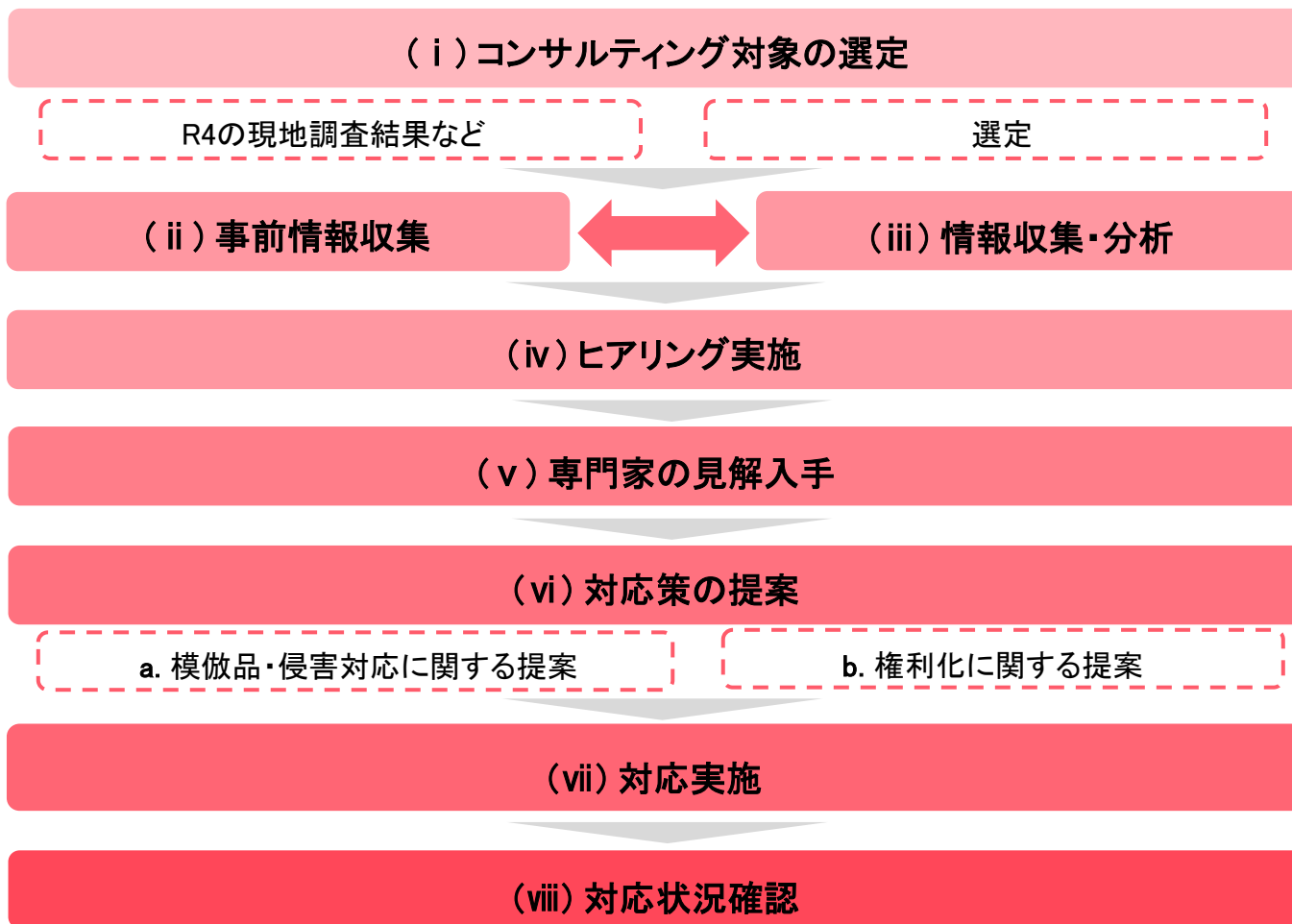
#### ■ 対象数

- 24件（原則として1件あたり1ヶ国・地域についての提案とする。）



### 3. 農林水産物・食品等の模倣品・侵害品対策に関するコンサルティング（提案）の実施

#### ■ 実施フロー



### 3. 農林水産物・食品等の模倣品・侵害品対策に関するコンサルティング（提案）の実施

#### (i) コンサルティング対象の選定

現地における模倣品被害の実態（事業内及び過去の本事業での調査結果）に基づいて、被害発生 の蓋然性が高く、被害の規模が大きいとみられる事案から優先的に対応する。  
なお選定数は合計24件程度とするが、模倣品流通及び生産及び販売国が複数ヶ国・地域に及ぶ場合、各国・地域での対応立案が必要となることから原則として1件あたり1ヶ国・地域についての提案とする。

#### (ii) 事前情報収集

- ヒアリングシートを用意し、事前に相談者から相談したい内容を入手。
- ヒアリングシートの記入ができない相談者については、当社スタッフがサポートし、情報の収集を行う。
- 調査結果をもとにコンサルティング方針を決定。
- ヒアリングは相談事案のほかに、海外における知的財産権保護の計画に役立つ情報を提供できるよう、幅広く情報を入手する。

#### (iii) 情報収集・分析

- 現地代理人による現地調査及び商標データベース等の活用で情報を収集し、事前に可能な範囲で情報分析を行い、報告書のとりまとめを実施し提案内容を精査する。
- また応募者以外にもコンサルティング対象となる方がいれば事業への参加をサポートする。

### 3. 農林水産物・食品等の模倣品・侵害品対策に関するコンサルティング（提案）の実施

#### （iv）ヒアリング実施

- 分析報告書をもとに、相談者に現状や問題点をヒアリングを実施
- 提案内容を確定

#### （v）専門家の見解入手

- 当該国・地域における専門家より侵害/第三者による冒認出願・登録対応や、権利化に関する提案のための具体的なアドバイスを入手

#### （vi）対応策の提案

- 専門家の見解入手を踏まえ、権利化可能な知的財産権に関する権利化の紹介や、模倣品や侵害対応に関する手続きや対抗策の具体的な助言を行う。
- 提案を実施する際の費用負担を軽減できるように、外国におけるGI申請や商標出願、権利行使について助成する補助事業のうち利用可能なものを紹介/案内する。

#### （vii）対応実施 ～（viii）実施状況確認

- 事業の最後には最終的な実施状況を確認し、コンサルティング実施報告と合わせて報告書に記載。

### 3. 農林水産物・食品等の模倣品・侵害品対策に関するコンサルティング（提案）の実施

「商標等監視調査」において、発見された事案についても相談窓口にご連絡いただき事案によってはコンサルティングの対象として、国内外の弁理士・弁護士より見解を入手いたします。

#### ■ 商標監視等調査結果の対応方法

- 異議申立等を実施した際の勝算見込み（現地代理人見解入手）
- 発見された先行商標に対する対応策 等（異議申立て等）
- 権利化対応など（権利化に関する件は前項掲載の他支援事業へのご紹介も可能です）

※ 見解を入手する上で必要となる会社調査・スクリーニング調査等の事前調査や、見解入手後の対応に係る具体的な法定手続については会員の費用負担となります。

- 対象国・地域 : 全世界
- お問い合わせ方法 : 電話、メール、FAX等

## 4. 農林水産知的財産の保護や活用に向けた意識啓発の実施(セミナー・相談会)

会員の皆様に知的財産権の保護・活用法や侵害対策などについての理解を深めていただくため、有識者を招へいし、セミナー・相談会を開催する。

項目	内容
セミナー内容	会員の関心が高いテーマについて専門家を招聘し開催 ※セミナーテーマの選定にあたっては、会員からの募集を募るもしくは過年度のアンケート等より会員からの要望が高いものとする。
講演者	国内弁理士又は有識者
開催時期	9月以降
開催回数	1回
個別相談会	事前予約制で実施 (相談対応者:セミナー講師)
開催方法	【セミナー】オンラインセミナー 【相談会】オンライン会議

## 4. 農林水産知的財産の保護や活用に向けた意識啓発の実施(アンケート調査)

### アンケート調査実施概要

#### ■ 目的

- コンソーシアム活動に関する具体的な要望等を把握し、事業内容へ反映させる。

#### ■ 実施方法

- アンケート用紙(Excel)を会員へメール(※)で送付する。

#### ■ 実施時期

- 年1回・事業終了年の1月～2月

#### ■ アンケート内容

- コンソーシアムの運用について(満足度、要望)
- 知的財産権及びGI保護について(現在の運用状況、問題点、要望等)
- 各種調査結果の情報提供による各県等の対応状況(対応内容・費用等)等

## 5. コンソーシアムの運営（会員向け情報発信）

### ホームページ設置 【<http://mark-i.info>】

- コンソーシアム関連情報の提供
- 新規入会、各種サービスの申込
- セミナー情報、実績報告

### メールマガジン発信 【[maff@mark-ijp](mailto:maff@mark-ijp)】

- 海外農林水産物に関する知的財産情報（年4回～）
- マークアイ発行の知的財産関連情報（月2回）

### アンケート調査・要望受付

- 会員へ向けたコンソーシアム、セミナーに関するご意見募集
- 知的財産制度や侵害事案に関する問い合わせ受付
- 知的財産やGI保護に関する問題点、要望

商号	株式会社マークアイ
所在地	東京都港区赤坂2-17-7 赤坂溜池タワー8F
事業内容	知的財産権に関する総合コンサルティング事業
URL	<a href="https://trademark.jp">https://trademark.jp</a>
創業	1990年10月
設立	1994年8月
資本金	1億円
代表取締役社長	小坏 隆史
従業員数	76名
取引先企業	約1800社 (2023年3月時点)